

原子力規制委員会 殿

住 所	名古屋市東区東新町 1 番地
申請者名	中部電力株式会社
代表者の氏名	代表取締役社長 林 欣吾 社長執行役員

浜岡原子力発電所 1 号原子炉及び 2 号原子炉

廃止措置計画変更認可申請書

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第 43 条の 3 の 34 第 3 項において準用する同法第 12 条の 6 第 3 項の規定に基づき、下記のとおり浜岡原子力発電所 1 号原子炉及び 2 号原子炉の廃止措置計画変更認可の申請をいたします。

記

一 氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称	中部電力株式会社
住 所	名古屋市東区東新町 1 番地
代表者の氏名	代表取締役社長 林 欣吾 社長執行役員

二 廃止措置に係る工場又は事業所の名称及び所在地

名 称	浜岡原子力発電所
所 在 地	静岡県御前崎市佐倉

三 廃止措置の対象となる発電用原子炉の名称

名 称	浜岡原子力発電所 1 号原子炉及び 2 号原子炉
-----	--------------------------

四 変更の内容

平成 21 年 11 月 18 日付け，平成 21・06・01 原第 1 号をもって認可を受け，別紙 1 のとおり変更認可を受け，別紙 2 のとおり変更を届け出た浜岡原子力発電所 1 号原子炉及び 2 号原子炉廃止措置計画認可申請書の記載事項に関し，次の事項の記述を別紙 3 のとおり変更又は追加する。

- 五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法
- 六 廃止措置期間中に性能を維持すべき施設
- 七 性能維持施設の位置，構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間
- 八 核燃料物質の管理及び譲渡し
- 九 核燃料物質による汚染の除去
- 十 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄
- 十一 廃止措置の工程
- 十二 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

五 変更の理由

(1) 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更

「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律」の一部施行に伴い，並びに「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」の規定に基づき，及び同法を実施するため，令和 2 年 1 月 23 日付で「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」の一部の改正が行われたことから，関連する廃止措置計画認可申請書の記述の変更を行う。

(2) その他，記載の適正化を行う。

以 上

廃止措置計画変更認可の経緯

認可年月日	認可番号	備考
平成 23 年 2 月 16 日	平成 22・12・27 原第 1 号	
平成 26 年 2 月 21 日	原管廃発第 1402191 号	
平成 28 年 2 月 3 日	原規規発第 16020318 号	
平成 31 年 1 月 28 日	原規規発第 1901287 号	

廃止措置計画の変更届出の経緯

届出年月日	届出番号	備 考
平成 24 年 8 月 24 日	本原原発第 27 号	
平成 26 年 11 月 28 日	本原原発第 43 号	
平成 27 年 7 月 17 日	本浜岡発第 104 号	
令和 2 年 4 月 20 日	本浜岡発第 101 号	

変更の内容

五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法

の記述のうち、「六 核燃料物質の管理及び譲渡し」を「八 核燃料物質の管理及び譲渡し」に、「七 核燃料物質による汚染の除去」を「九 核燃料物質による汚染の除去」に、「表 7」を「表 9」に、「八 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄」を「十 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄」に、第 1 段階の「添付書類六 廃止措置期間中に機能を維持すべき原子炉施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書」を「添付書類六 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書」に、第 2 段階の「添付書類六 廃止措置期間中に機能を維持すべき原子炉施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書」を「六 廃止措置期間中に性能を維持すべき施設」及び「添付書類六 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書」に読み替える。

六 廃止措置期間中に性能を維持すべき施設
の記述を，以下のとおり追加する。

1 概要

1号及び2号原子炉施設の廃止措置期間中に性能を維持すべき施設（以下、「性能維持施設」という。）は，廃止措置の基本方針に基づき，周辺公衆及び放射線業務従事者の被ばくの低減を図るとともに，使用済燃料の貯蔵のための管理，汚染の除去工事，解体撤去工事及び核燃料物質によって汚染された物の廃棄作業等の各種作業の実施に対する安全の確保のために，必要な期間，所要の性能及び必要な機能を維持管理する。

廃止措置期間中の工事の進捗状況に応じて段階的に性能を変更する必要がある場合には，要求されている機能に支障を及ぼさないこととする。

この設備の機能は，定期的に点検等で確認することとし，また，その結果は適切な基準と照らし合わせて評価し，経年変化等による性能低下又はそのおそれのある場合には，必要に応じて所定の手続きを経て必要な機能を満足するよう補修又は取替えを行う。

これら性能維持施設の維持管理に関しては，「保安規定」に管理の方法を定めて，これに基づき実施する。

2 第2段階の性能維持施設に関する内容

廃止措置を安全に進めるうえで，放射性物質を内包する系統及び機器を収納する建屋・構築物，放射性廃棄物の廃棄施設，放射線管理施設，その他の安全確保上必要な設備等の施設を廃止措置の進捗に応じて維持管理していく。

性能維持施設を維持管理するための基本的な考え方は，以下のとおりである。また，具体的な性能維持施設を表6-1，2に示す。

- (1) 放射性物質を内包する系統及び機器を収納する建屋・構築物については，これらの系統及び機器を撤去するまでの期間，放射性物質の外部への漏えいを防止するための障壁及び放射線遮へい体としての機能及び性能を維持管理する。
- (2) 放射性廃棄物の廃棄施設については，放射性廃棄物の処理が完了するまでの期間，放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物を適切に処理・放出するため，放射性廃棄物処理機能等及び性能を維持管理する。また，放射性固体廃棄物を適切に処理及び貯蔵保管するため，放射性廃棄物処理機能及び性能を維持管理する。

- (3) 放射線管理施設については、関連する設備の供用終了、放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の処理完了又は管理区域が解除されるまでの期間、原子炉施設内外の放射線監視、環境への放射性物質の放出管理及び管理区域内作業に係る放射線業務従事者の被ばく管理のため、放射線監視機能、放出管理機能及び性能を維持管理する。
- (4) 換気設備については、管理区域が解除されるまでの期間、放射性廃棄物の処理、放射線業務従事者の被ばく低減等を考慮して、建屋内の換気機能及び性能を維持管理する。
- (5) その他の安全確保上必要な設備については、安全確保上必要な期間、それぞれの設備に要求される機能及び性能を維持管理する。

廃止措置対象施設内で3号、4号、5号炉又は廃止措置対象外の共用設備に係る工事を実施する場合は、事前に上記維持管理の考え方に示す廃止措置対象施設の保安のために必要な維持すべき機能等に影響を与えないことを確認した上で、運転中の設備に係る工事として実施する。例えば、5号炉低圧タービンロータの除却作業を、2号炉タービン建家において実施する場合、上記維持管理の考え方に示す事項に影響を与えないことを確認した上で工事を実施する。

廃止措置の進捗に応じて、表 6-1, 2 に示す性能維持施設を変更する場合は、廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。

3 第3段階以降の性能維持施設に関する内容

第3段階以降は、解体撤去の工法及び手順に係る検討を進め、性能を維持すべき施設及びその性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間等を解体撤去工事の着手前までに定め、廃止措置計画に反映し変更認可を受ける。

表 6-1 1号炉 性能維持施設 (1 / 8)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間	
		設備 (建屋) 名称	維持台数				
原子炉施設の一般構造	その他の主要な構造	原子炉建家	1式	既許認可どおり	放射性物質漏えい防止機能	外部へ放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること。	第2段階中、機能維持
		廃棄物処理建家	1式	既許認可どおり			
		タービン建家	1式	既許認可どおり	放射線遮へい機能	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。	当該建家内の管理区域解除完了まで
		希ガスホールドアップ装置建家	1式	既許認可どおり			
		復水ろ過脱塩装置建家	1式	既許認可どおり			

注) 原子炉設置許可において、3号、4号又は5号炉との共用施設は、廃止措置の対象から除く

表 6-1 1号炉 性能維持施設 (2 / 8)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間	
		設備 (建屋) 名称	維持台数				
原子炉本体	放射線遮へい体	原子炉容器外側の壁	1式	既許認可どおり	放射線遮へい機能	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。	第2段階中、機能維持
		ドライウエル外周の壁 (原子炉ウエル上の遮へいプラグを除く)	1式	既許認可どおり	放射線遮へい機能	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。	第2段階中、機能維持
		原子炉建家外壁	1式	既許認可どおり	放射性物質漏えい防止機能	外部へ放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること。	第2段階中、機能維持
		廃棄物処理建家外壁	1式	既許認可どおり	放射線遮へい機能	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。	

表 6-1 1号炉 性能維持施設 (3 / 8)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間	
		設備 (建屋) 名称		維持台数				
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	排気口		1基	<ul style="list-style-type: none"> ・設置場所：タービン建家屋上 ・地上高さ：約20m ・排気口 	放出経路確保機能	放射性気体廃棄物の放出に影響するような有意な損傷がない状態であること。	第2段階中、機能維持
	液体廃棄物の廃棄設備	機器ドレン処理系	機器ドレン収集タンク	1基	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能	内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の異常がない状態であること。	第2段階中、機能維持
			機器ドレン清水槽	1基	既許認可どおり			
			機器ドレンサンプルタンク	2基	既許認可どおり			
			廃液サージタンク	1基	既許認可どおり			
			ろ過装置 (常用)	2基	既許認可どおり			
			(予備)	1基				
	脱塩装置	1基	既許認可どおり					
	液体廃棄物の廃棄設備	床ドレン処理系	床ドレン収集タンク	1基	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能	内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の異常がない状態であること。	第2段階中、機能維持
			床ドレンサンプルタンク (再使用系)	1基	既許認可どおり			
			床ドレンサンプルタンク (放出系)	2基	既許認可どおり			
			ろ過装置	1基	既許認可どおり			
			脱塩装置	1基	既許認可どおり			
	液体廃棄物の廃棄設備	再生廃液処理系	廃液中和タンク	2基	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能	内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の異常がない状態であること。	第2段階中、機能維持
			廃液濃縮器	2基	既許認可どおり		放射性液体廃棄物処理能力を有する状態であること。	
液体廃棄物の廃棄設備	シャワードレン系 (1号及び2号炉共用)	シャワードレンタンク	2基	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能	内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の異常がない状態であること。	第2段階中、機能維持	

表 6-1 1号炉 性能維持施設 (4 / 8)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間	
		設備 (建屋) 名称	維持台数					
放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	復水器冷却水放水路		1 式	既許認可どおり	放出経路確保機能	放射性液体廃棄物の放出に影響するような有意な損傷がない状態であること。	第 2 段階中, 機能維持
	固体廃棄物の廃棄設備	濃縮廃液系	濃縮廃液貯蔵タンク	3 基	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能	内包する放射性物質が漏えいするようなき裂, 変形等の異常がない状態であること。	第 2 段階中, 機能維持
			原子炉冷却材浄化系粉末樹脂貯蔵タンク	4 基	既許認可どおり			
			燃料プール冷却浄化系粉末樹脂貯蔵タンク	3 基	既許認可どおり			
			使用済樹脂貯蔵タンク	2 基	既許認可どおり			
			復水系粉末樹脂貯蔵槽	3 基	既許認可どおり			
フィルタスラッジ系	フィルタスラッジ貯蔵タンク	2 基	既許認可どおり					

表 6-1 1号炉 性能維持施設 (5 / 8)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間	
		設備 (建屋) 名称		維持台数				
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	プロセス系液体モニタ ・原子炉機器冷却水系モニタ ・原子炉機器冷却系海水モニタ ・タービン建家海水ドレンサンプモニタ		2台 2台 1台	既許認可どおり	放射線監視機能 放出管理機能	放射性物質の濃度を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。	第2段階中、機能維持
		エリア・モニタ		14台		既許認可どおり	放射線監視機能	
		試料放射能測定装置 (1号及び2号炉共用)	測定用機器	1式	既許認可どおり	放射線監視機能	放射線分析ができる状態であること。	第2段階中、機能維持
		放射線管理室 (1号及び2号炉共用)	放射線管理室	1式	既許認可どおり	放射線監視機能	人の出入管理ができる状態であること。	第2段階中、機能維持
		汚染除去室 (1号及び2号炉共用)	汚染除去室	1式	既許認可どおり	放射線監視機能	汚染の管理ができる状態であること。	第2段階中、機能維持

表 6-1 1号炉 性能維持施設 (6 / 8)

施設区分	設備等の区分	位置, 構造及び設備			機能	性能	維持期間	
		設備 (建屋) 名称	維持台数					
放射線管理施設	屋外管理用の主要な設備	排気口モニタ	排気口ダストモニタ	1台	<ul style="list-style-type: none"> ・設置場所：原子炉建家4階 ・検出器：プラスチックシンチレーター ・計測範囲：$10^{-1} \sim 10^3$ cps ・記録場所：中央制御室 	放射線監視機能	放射性物質の濃度を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。	第2段階中, 機能維持
			排気サンプリング装置	1式	<ul style="list-style-type: none"> ・設置場所：原子炉建家4階, タービン建家屋上, 屋外 ・仕様：サンプルポンプ, ダストフィルタ (固定式), サンプル配管 	放出管理機能	内包する放射性物質が漏えいするようなき裂, 変形等の異常がない状態であること。	
		排水モニタ	排水モニタ	1台	既許認可どおり	放射線監視機能	放射性物質の濃度を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。	第2段階中, 機能維持
		排水のサンプリング装置		1式	既許認可どおり	放出管理機能	内包する放射性物質が漏えいするようなき裂, 変形等の異常がない状態であること。	

表 6-1 1号炉 性能維持施設 (7 / 8)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間	
		設備 (建屋) 名称	維持台数					
原子炉格納施設	その他の主要な事項	原子炉建家常用換気系	給気ファン	1台	既許認可どおり	換気機能	放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。	第2段階中、機能維持
			排気ファン	1台				
			高性能粒子フィルタ	1台				
その他主要施設	発電所補助系	タービン建家換気系	給気ファン	1台	既許認可どおり	換気機能	放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。	第2段階中、機能維持
			排気ファン	1台				
			高性能粒子フィルタ	1台				
		廃棄物処理建家換気系	給気ファン	1台	既許認可どおり		放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。	第2段階中、機能維持
			排気ファン	1台				
			高性能粒子フィルタ	1台				
		希ガスホールドアップ装置建家換気系	給気ファン	1台	既許認可どおり		放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。	当該建家内の管理区域解除完了まで
			排気ファン	1台				
			高性能粒子フィルタ	1台				
		復水ろ過脱塩装置建家換気系	給気ファン	1台	既許認可どおり		放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。	第2段階中、機能維持
			排気ファン	1台				
			高性能粒子フィルタ	1台				

表 6-1 1号炉 性能維持施設 (8 / 8)

施設区分	設備等の区分	位置, 構造及び設備		機能	性能	維持期間		
		設備 (建屋) 名称	維持台数					
その他主要施設	消火装置	移動形消火器 消火栓 (エリア解体に合わせ, 供用を終了した範囲を除く)		1 式	既許認可どおり	消火機能	消火栓及び移動形消火器が使用できる状態であること。	第2段階中, 機能維持
	原子炉機器冷却系	原子炉機器冷却海水系	原子炉機器冷却水海水ポンプ	2 台	既許認可どおり	放出経路確保機能	放射性液体廃棄物の放出に必要な希釈水を供給できる状態であること。	第2段階中, 機能維持
	照明設備	安全確保上必要な照明設備 (誘導灯)		1 式	・設置場所: 建屋内 ・仕様: バッテリー内蔵型誘導灯	照明機能	安全確保上必要な照明設備 (誘導灯) が点灯できる状態であること。	第2段階中, 機能維持

表 6-2 2号炉 性能維持施設 (1 / 6)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備 (建屋) 名称	維持台数				
原子炉施設の一般構造	その他の主要な構造	原子炉建家	1式	既許認可どおり	放射性物質漏えい防止機能 放射線遮へい機能	外部へ放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること。 放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。	第2段階中、機能維持
		廃棄物処理建家	1式	既許認可どおり			
		タービン建家	1式	既許認可どおり			
原子炉本体	放射線遮へい体	原子炉容器外側の壁	1式	既許認可どおり	放射線遮へい機能	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。	第2段階中、機能維持
		ドライウエル外周の壁 (原子炉ウエル上の遮へいプラグを除く)	1式	既許認可どおり	放射線遮へい機能	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。	第2段階中、機能維持
		原子炉建家外壁	1式	既許認可どおり	放射性物質漏えい防止機能	外部へ放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること。	第2段階中、機能維持
		廃棄物処理建家外壁	1式	既許認可どおり	放射線遮へい機能	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。	

注) 原子炉設置許可において、3号、4号又は5号炉との共用施設は、廃止措置の対象から除く

表 6-2 2号炉 性能維持施設 (2 / 6)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間	
		設備 (建屋) 名称	維持台数					
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	排気口	1基	・設置場所：タービン建家屋上 ・地上高さ：約23m ・排気口	放出経路確保機能	放射性気体廃棄物の放出に影響するような有意な損傷がない状態であること。	第2段階中、機能維持	
	液体廃棄物の廃棄設備	機器ドレン処理系	機器ドレン収集槽	1基	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能	内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の異常がない状態であること。	第2段階中、機能維持
			機器ドレン清水槽	1基	既許認可どおり			
			機器ドレンサンプル槽	2基	既許認可どおり			
			機器ドレンサージ槽	1基	既許認可どおり			
			ろ過装置 (常用)	2基	既許認可どおり			
			(予備)	1基				
	脱塩装置	1基	既許認可どおり					
	液体廃棄物の廃棄設備	床ドレン処理系	床ドレン収集タンク	1基	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能	内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の異常がない状態であること。	第2段階中、機能維持
			床ドレンサンプルタンク (再使用系)	1基	既許認可どおり			
			床ドレンサンプルタンク (放出系)	2基	既許認可どおり			
			ろ過装置	1基	既許認可どおり			
			脱塩装置	1基	既許認可どおり			
	液体廃棄物の廃棄設備	化学廃液処理系	雑廃液サージ槽	1基	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能	内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の異常がない状態であること。 放射性液体廃棄物を処理する能力を有する状態であること。	第2段階中、機能維持
再生廃液収集タンク			2基					
廃液濃縮器			2基					
液体廃棄物の廃棄設備	シャワードレン系 (1号及び2号炉共用)	シャワードレンタンク	2基	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能	内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の異常がない状態であること。	第2段階中、機能維持	

表 6-2 2号炉 性能維持施設 (3 / 6)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備				機能	性能	維持期間	
		設備 (建屋) 名称		維持台数					
放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	復水器冷却水放水路		1 式	既許認可どおり	放出経路確保機能	放射性液体廃棄物の放出に影響するような有意な損傷がない状態であること。	第 2 段階中, 機能維持	
	固体廃棄物の廃棄設備	濃縮廃液系	濃縮廃液貯蔵タンク		3 基	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能	内包する放射性物質が漏えいするようなき裂, 変形等の異常がない状態であること。	第 2 段階中, 機能維持
			原子炉冷却材浄化系粉末樹脂貯蔵槽		3 基	既許認可どおり			
		使用済樹脂系	燃料プール冷却浄化系粉末樹脂貯蔵槽		3 基	既許認可どおり			
			使用済樹脂貯蔵槽		2 基	既許認可どおり			
			復水系粉末樹脂貯蔵槽		5 基	既許認可どおり			
	フィルタスラッジ系	フィルタスラッジ貯蔵槽		2 基	既許認可どおり				

表 6-2 2号炉 性能維持施設 (4 / 6)

施設区分	設備等の区分	位置, 構造及び設備			機能	性能	維持期間	
		設備 (建屋) 名称		維持台数				
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	プロセス系液体モニタ ・原子炉機器冷却水系モニタ ・原子炉機器冷却系海水モニタ ・タービン建家海水ドレンサンプモニタ		2台 2台 1台	既許認可どおり	放射線監視機能 放出管理機能	放射性物質の濃度を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。	第2段階中, 機能維持
		エリア・モニタ		13台		既許認可どおり	放射線監視機能	
		試料放射能測定装置 (1号及び2号炉共用)	測定用機器	1式	既許認可どおり	放射線監視機能	放射線分析ができる状態であること。	第2段階中, 機能維持
		放射線管理室 (1号及び2号炉共用)	放射線管理室	1式	既許認可どおり	放射線監視機能	人の出入管理ができる状態であること。	第2段階中, 機能維持
		汚染除去室 (1号及び2号炉共用)	汚染除去室	1式	既許認可どおり	放射線監視機能	汚染の管理ができる状態であること。	第2段階中, 機能維持

表 6-2 2号炉 性能維持施設 (5 / 6)

施設区分	設備等の区分	位置, 構造及び設備			機能	性能	維持期間	
		設備 (建屋) 名称	維持台数					
放射線管理施設	屋外管理用の主要な設備	排気口モニタ	排気口ダストモニタ	1台	<ul style="list-style-type: none"> ・設置場所：原子炉建家4階 ・検出器：プラスチックシンチレーター ・計測範囲：$10^{-1} \sim 10^3$ cps ・記録場所：中央制御室 	放射線監視機能	放射性物質の濃度を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。	第2段階中, 機能維持
			排気サンプリング装置	1式	<ul style="list-style-type: none"> ・設置場所：原子炉建家4階, タービン建家屋上, 屋外 ・仕様：サンプルポンプ, ダストフィルタ (固定式), サンプル配管 	放出管理機能	内包する放射性物質が漏えいするようなき裂, 変形等の異常がない状態であること。	
		排水モニタ	排水モニタ	1台	既許認可どおり	放射線監視機能	放射性物質の濃度を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。	第2段階中, 機能維持
		排水のサンプリング装置		1式	既許認可どおり	放出管理機能	内包する放射性物質が漏えいするようなき裂, 変形等の異常がない状態であること。	

表 6-2 2号炉 性能維持施設 (6 / 6)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間	
		設備 (建屋) 名称		維持台数				
原子炉格納施設	その他の主要な事項	原子炉建家 常用換気系	給気ファン	1台	既許認可どおり	換気機能	放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。	第2段階中, 維持管理
			排気ファン	1台				
			高性能粒子フィルタ	1台				
その他主要施設	発電所補助系	タービン建家換気系	給気ファン	2台	既許認可どおり	換気機能	放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。	第2段階中, 機能維持
			排気ファン	1台				
			高性能粒子フィルタ	1台				
		廃棄物処理建家換気系	給気ファン	1台	既許認可どおり		放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。	第2段階中, 機能維持
			排気ファン	1台				
			高性能粒子フィルタ	1台				
	消火装置	移動形消火器		1式	既許認可どおり	消火機能	消火栓及び移動形消火器が使用できる状態であること。	第2段階中, 機能維持
		消火栓 (エリア解体に合わせ, 供用を終了した範囲を除く)						
	原子炉機器冷却系	原子炉機器冷却海水系	原子炉機器冷却水海水ポンプ	2台	既許認可どおり	放出経路確保機能	放射性液体廃棄物の放出に必要な希釈水を供給できる状態であること。	第2段階中, 機能維持
	照明設備	安全確保上必要な照明設備 (誘導灯)		1式	・設置場所: 建屋内 ・仕様: バッテリー内蔵型誘導灯	照明機能	安全確保上必要な照明設備 (誘導灯) が点灯できる状態であること。	第2段階中, 機能維持

七 性能維持施設の位置，構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間

の記述を，以下のとおり追加する。

性能維持施設の位置，構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間は，表 6-1, 2 に示すとおりである。

表 6-1, 2 に示す性能維持施設は，原子炉設置許可等を受けて設計・製作されたものであり，これを引き続き使用するため，その性能維持施設の仕様等として，設置時の仕様及び廃止措置時に必要な台数を「位置，構造及び設備」欄に示すとともに，廃止措置段階において必要となる機能を「機能」欄に示す。

この性能維持施設を維持管理し，使用することを前提としていることから，性能維持施設の性能は，「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」等を参考に，廃止措置段階で求められる機能を維持管理するために必要となる状態を示す。

廃止措置の進捗に応じて，表 6-1, 2 に示す性能維持施設の位置，構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間について変更する場合は，廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。

八 核燃料物質の管理及び譲渡し

の記述のうち、「六 核燃料物質の管理及び譲渡し」を「八 核燃料物質の管理及び譲渡し」に読み替える。

九 核燃料物質による汚染の除去

の記述のうち、「七 核燃料物質による汚染の除去」を「九 核燃料物質による汚染の除去」に、「表 7」を「表 9」に、「八 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄」を「十 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄」に読み替える。

十 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄

の記述のうち、「八 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄」を「十 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄」に、「表 8」を「表 10」に、「図 8」を「図 10」に、「六 核燃料物質の管理及び譲渡し」を「八 核燃料物質の管理及び譲渡し」に、第 1 段階の「添付書類六 廃止措置期間中に機能を維持すべき原子炉施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書」を「添付書類六 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書」に、第 2 段階の「添付書類六 廃止措置期間中に機能を維持すべき原子炉施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書」を「六 廃止措置期間中に性能を維持すべき施設」及び「添付書類六 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書」に読み替える。

十一 廃止措置の工程

の記述のうち、「九 廃止措置の工程」を「十一 廃止措置の工程」に、「表 9」を「表 11」に、和暦を西暦に読み替える。また、読み替えた「表 11」の和暦欄を削除する。

十二 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

の記述を，以下のとおり追加する。

廃止措置期間中における浜岡原子力発電所の安全を達成・維持・向上させるため，原子炉設置許可申請書本文第十一号の「発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」に基づく品質マネジメントシステムを確立し，「保安規定」に品質マネジメントシステム計画を定める。

品質マネジメントシステム計画では，社長をトップマネジメントとする品質マネジメントシステムを定め，廃止措置に関する保安活動の計画，実施，評価及び改善の一連のプロセスを明確にし，効果的に運用することにより，原子力安全の達成・維持・向上を図る。

添付書類

今回の変更申請に係る浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉の廃止措置計画変更認可申請書の添付書類は以下のとおりである。

添付書類 四 廃止措置中の過失，機械又は装置の故障，地震，火災等があった場合に発生すると想定される事故の種類，程度，影響等に関する説明書

添付書類 六 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書

添付書類 九 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

添付書類四 廃止措置中の過失，機械又は装置の故障，地震，火災等があつた場合に発生すると想定される事故の種類，程度，影響等に関する説明書の記述のうち，「六 核燃料物質の管理及び譲渡し」を「八 核燃料物質の管理及び譲渡し」に，「七 核燃料物質による汚染の除去」を「九 核燃料物質による汚染の除去」に，「八 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄」を「十 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄」に読み替える。

添付書類六 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書

の記述を、浜岡原子力発電所1、2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する。

浜岡原子力発電所 1、2号原子炉 廃止措置計画認可申請書 変更前後比較表【添付六】

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>添付書類 六 <u>廃止措置期間中に機能を維持すべき原子炉施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書</u></p>	<p>添付書類 六 <u>性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書</u></p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>1 性能維持施設の機能及び性能 性能維持施設に係る機能及び性能について以下に示す。</p> <p>(1) 建屋・構築物 放射性物質が管理されない状態で外部へ漏えいすることを防止するため、外部への「放射性物質漏えい防止機能」を有する建屋・構築物を維持管理する。また、周辺公衆及び放射線業務従事者の被ばくを低減するため、「放射線遮へい機能」を有する建屋・構築物を維持管理する。具体的な性能維持施設は以下のとおり。</p> </div>	<p>・実用炉規則改正に伴う変更 (以下同様)</p>

浜岡原子力発電所 1、2号原子炉 廃止措置計画認可申請書 変更前後比較表【添付六】

変更前	変更後	理由																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="1338 306 2421 363">(建屋・構築物)</th> </tr> <tr> <th data-bbox="1338 363 1626 415">機能</th> <th data-bbox="1626 363 2421 415">性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1338 415 2421 457">【1号炉】</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1338 457 1626 741">放射性物質漏えい防止機能</td> <td data-bbox="1626 457 2421 741"> 原子炉建家 廃棄物処理建家 タービン建家 希ガスホールドアップ装置建家 復水ろ過脱塩装置建家 原子炉建家外壁 廃棄物処理建家外壁 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1338 741 1626 1140">放射線遮へい機能</td> <td data-bbox="1626 741 2421 1140"> 原子炉建家 廃棄物処理建家 タービン建家 希ガスホールドアップ装置建家 復水ろ過脱塩装置建家 原子炉建家外壁 廃棄物処理建家外壁 原子炉容器外側の壁 ドライウェル外周の壁 (原子炉ウェル上の遮へいプラグを除く) </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1338 1140 2421 1182">【2号炉】</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1338 1182 1626 1392">放射性物質漏えい防止機能</td> <td data-bbox="1626 1182 2421 1392"> 原子炉建家 廃棄物処理建家 タービン建家 原子炉建家外壁 廃棄物処理建家外壁 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1338 1392 1626 1713">放射線遮へい機能</td> <td data-bbox="1626 1392 2421 1713"> 原子炉建家 廃棄物処理建家 タービン建家 原子炉建家外壁 廃棄物処理建家外壁 原子炉容器外側の壁 ドライウェル外周の壁 (原子炉ウェル上の遮へいプラグを除く) </td> </tr> </tbody> </table>	(建屋・構築物)		機能	性能維持施設	【1号炉】		放射性物質漏えい防止機能	原子炉建家 廃棄物処理建家 タービン建家 希ガスホールドアップ装置建家 復水ろ過脱塩装置建家 原子炉建家外壁 廃棄物処理建家外壁	放射線遮へい機能	原子炉建家 廃棄物処理建家 タービン建家 希ガスホールドアップ装置建家 復水ろ過脱塩装置建家 原子炉建家外壁 廃棄物処理建家外壁 原子炉容器外側の壁 ドライウェル外周の壁 (原子炉ウェル上の遮へいプラグを除く)	【2号炉】		放射性物質漏えい防止機能	原子炉建家 廃棄物処理建家 タービン建家 原子炉建家外壁 廃棄物処理建家外壁	放射線遮へい機能	原子炉建家 廃棄物処理建家 タービン建家 原子炉建家外壁 廃棄物処理建家外壁 原子炉容器外側の壁 ドライウェル外周の壁 (原子炉ウェル上の遮へいプラグを除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・実用炉規則改正に伴う変更
(建屋・構築物)																		
機能	性能維持施設																	
【1号炉】																		
放射性物質漏えい防止機能	原子炉建家 廃棄物処理建家 タービン建家 希ガスホールドアップ装置建家 復水ろ過脱塩装置建家 原子炉建家外壁 廃棄物処理建家外壁																	
放射線遮へい機能	原子炉建家 廃棄物処理建家 タービン建家 希ガスホールドアップ装置建家 復水ろ過脱塩装置建家 原子炉建家外壁 廃棄物処理建家外壁 原子炉容器外側の壁 ドライウェル外周の壁 (原子炉ウェル上の遮へいプラグを除く)																	
【2号炉】																		
放射性物質漏えい防止機能	原子炉建家 廃棄物処理建家 タービン建家 原子炉建家外壁 廃棄物処理建家外壁																	
放射線遮へい機能	原子炉建家 廃棄物処理建家 タービン建家 原子炉建家外壁 廃棄物処理建家外壁 原子炉容器外側の壁 ドライウェル外周の壁 (原子炉ウェル上の遮へいプラグを除く)																	

浜岡原子力発電所 1、2号原子炉 廃止措置計画認可申請書 変更前後比較表【添付六】

変 更 前	変 更 後	理 由													
	<p>「放射性物質漏えい防止機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部へ放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること。 <p>「放射線遮へい機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。 <p>(2) 放射性廃棄物の廃棄施設</p> <p>a. 放射性気体廃棄物の廃棄設備</p> <p>放射性気体廃棄物を適切に放出するため、「放出経路確保機能」を有する廃棄設備を維持管理する。具体的な性能維持施設は以下のとおり。</p> <p>(放射性気体廃棄物の廃棄設備)</p> <table border="1" data-bbox="1359 764 2401 894"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放出経路確保機能</td> <td>排気口（1号炉及び2号炉）</td> </tr> </tbody> </table> <p>「放出経路確保機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射性気体廃棄物の放出に影響するような有意な損傷がない状態であること。 <p>b. 放射性液体廃棄物の廃棄設備</p> <p>放射性液体廃棄物を廃液の性状に応じた設備で処理し、放射性物質の濃度を低減して放出するため、「放射性廃棄物処理機能」及び「放出経路確保機能」を有する廃棄設備を維持管理する。具体的な性能維持施設は以下のとおり。</p> <p>(放射性液体廃棄物の廃棄設備)</p> <table border="1" data-bbox="1359 1293 2401 1703"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th colspan="2">性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">【1号炉】</td> </tr> <tr> <td>放射性廃棄物処理機能</td> <td>機器ドレン処理系</td> <td>機器ドレン収集タンク 機器ドレン清水槽 機器ドレンサンプルタンク 廃液サージタンク ろ過装置（常用） （予備） 脱塩装置</td> </tr> </tbody> </table>	機能	性能維持施設	放出経路確保機能	排気口（1号炉及び2号炉）	機能	性能維持施設		【1号炉】			放射性廃棄物処理機能	機器ドレン処理系	機器ドレン収集タンク 機器ドレン清水槽 機器ドレンサンプルタンク 廃液サージタンク ろ過装置（常用） （予備） 脱塩装置	<p>・実用炉規則改正に伴う変更</p>
機能	性能維持施設														
放出経路確保機能	排気口（1号炉及び2号炉）														
機能	性能維持施設														
【1号炉】															
放射性廃棄物処理機能	機器ドレン処理系	機器ドレン収集タンク 機器ドレン清水槽 機器ドレンサンプルタンク 廃液サージタンク ろ過装置（常用） （予備） 脱塩装置													

浜岡原子力発電所 1、2号原子炉 廃止措置計画認可申請書 変更前後比較表【添付六】

変 更 前	変 更 後		理 由																									
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1368 338 1715 783" rowspan="3">放射性廃棄物処理機能</td> <td data-bbox="1715 338 2074 621">床ドレン処理系</td> <td data-bbox="2074 338 2392 621">床ドレン収集タンク 床ドレンサンプルタンク (再使用系) 床ドレンサンプルタンク (放出系) ろ過装置 脱塩装置</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1715 621 2074 701">再生廃液処理系</td> <td data-bbox="2074 621 2392 701">廃液中和タンク 廃液濃縮器</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1715 701 2074 783">シャワードレン系(1号及び2号炉共用)</td> <td data-bbox="2074 701 2392 783">シャワードレンタンク</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1368 783 1715 842">放出経路確保機能</td> <td colspan="2" data-bbox="1715 783 2392 842">復水器冷却水放水路</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="1368 842 2392 900">【2号炉】</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1368 900 1715 1665" rowspan="4">放射性廃棄物処理機能</td> <td data-bbox="1715 900 2074 1184">機器ドレン処理系</td> <td data-bbox="2074 900 2392 1184">機器ドレン収集槽 機器ドレン清水槽 機器ドレンサンプル槽 機器ドレンサージ槽 ろ過装置(常用) (予備) 脱塩装置</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1715 1184 2074 1467">床ドレン処理系</td> <td data-bbox="2074 1184 2392 1467">床ドレン収集タンク 床ドレンサンプルタンク (再使用系) 床ドレンサンプルタンク (放出系) ろ過装置 脱塩装置</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1715 1467 2074 1585">化学廃液処理系</td> <td data-bbox="2074 1467 2392 1585">雑廃液サージ槽 再生廃液収集タンク 廃液濃縮器</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1715 1585 2074 1665">シャワードレン系(1号及び2号炉共用)</td> <td data-bbox="2074 1585 2392 1665">シャワードレンタンク</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1368 1665 1715 1724">放出経路確保機能</td> <td colspan="2" data-bbox="1715 1665 2392 1724">復水器冷却水放水路</td> </tr> </table>		放射性廃棄物処理機能	床ドレン処理系	床ドレン収集タンク 床ドレンサンプルタンク (再使用系) 床ドレンサンプルタンク (放出系) ろ過装置 脱塩装置	再生廃液処理系	廃液中和タンク 廃液濃縮器	シャワードレン系(1号及び2号炉共用)	シャワードレンタンク	放出経路確保機能	復水器冷却水放水路		【2号炉】			放射性廃棄物処理機能	機器ドレン処理系	機器ドレン収集槽 機器ドレン清水槽 機器ドレンサンプル槽 機器ドレンサージ槽 ろ過装置(常用) (予備) 脱塩装置	床ドレン処理系	床ドレン収集タンク 床ドレンサンプルタンク (再使用系) 床ドレンサンプルタンク (放出系) ろ過装置 脱塩装置	化学廃液処理系	雑廃液サージ槽 再生廃液収集タンク 廃液濃縮器	シャワードレン系(1号及び2号炉共用)	シャワードレンタンク	放出経路確保機能	復水器冷却水放水路		<ul style="list-style-type: none"> ・実用炉規則改正に伴う変更
放射性廃棄物処理機能	床ドレン処理系	床ドレン収集タンク 床ドレンサンプルタンク (再使用系) 床ドレンサンプルタンク (放出系) ろ過装置 脱塩装置																										
	再生廃液処理系	廃液中和タンク 廃液濃縮器																										
	シャワードレン系(1号及び2号炉共用)	シャワードレンタンク																										
放出経路確保機能	復水器冷却水放水路																											
【2号炉】																												
放射性廃棄物処理機能	機器ドレン処理系	機器ドレン収集槽 機器ドレン清水槽 機器ドレンサンプル槽 機器ドレンサージ槽 ろ過装置(常用) (予備) 脱塩装置																										
	床ドレン処理系	床ドレン収集タンク 床ドレンサンプルタンク (再使用系) 床ドレンサンプルタンク (放出系) ろ過装置 脱塩装置																										
	化学廃液処理系	雑廃液サージ槽 再生廃液収集タンク 廃液濃縮器																										
	シャワードレン系(1号及び2号炉共用)	シャワードレンタンク																										
放出経路確保機能	復水器冷却水放水路																											

浜岡原子力発電所 1、2号原子炉 廃止措置計画認可申請書 変更前後比較表【添付六】

変更前	変更後	理由																							
	<p>「放射性廃棄物処理機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内包する放射性物質が漏えいするようなき裂，変形等の異常がない状態であること。 ・放射性液体廃棄物を処理する能力を有する状態であること。 <p>「放出経路確保機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射性液体廃棄物の放出に影響するよう有意な損傷がない状態であること。 <p>c. 放射性固体廃棄物の廃棄設備</p> <p>放射性固体廃棄物を適切に処理及び貯蔵保管するため、「放射性廃棄物処理機能」を有する廃棄設備を維持管理する。具体的な性能維持施設は以下のとおり。</p> <p>(放射性固体廃棄物の廃棄設備)</p> <table border="1" data-bbox="1368 779 2392 1602"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th colspan="2">性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">【1号炉】</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">放射性廃棄物処理機能</td> <td>濃縮廃液系</td> <td>濃縮廃液貯蔵タンク</td> </tr> <tr> <td>使用済樹脂系</td> <td>原子炉冷却材浄化系粉末樹脂貯蔵タンク 燃料プール冷却浄化系粉末樹脂貯蔵タンク 使用済樹脂貯蔵タンク 復水系粉末樹脂貯蔵槽</td> </tr> <tr> <td>フィルタスラッジ系</td> <td>フィルタスラッジ貯蔵タンク</td> </tr> <tr> <td colspan="3">【2号炉】</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">放射性廃棄物処理機能</td> <td>濃縮廃液系</td> <td>濃縮廃液貯蔵タンク</td> </tr> <tr> <td>使用済樹脂系</td> <td>原子炉冷却材浄化系粉末樹脂貯蔵槽 燃料プール冷却浄化系粉末樹脂貯蔵槽 使用済樹脂貯蔵槽 復水系粉末樹脂貯蔵槽</td> </tr> <tr> <td>フィルタスラッジ系</td> <td>フィルタスラッジ貯蔵槽</td> </tr> </tbody> </table> <p>「放射性廃棄物処理機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内包する放射性物質が漏えいするようなき裂，変形等の異常がない状態であること。 	機能	性能維持施設		【1号炉】			放射性廃棄物処理機能	濃縮廃液系	濃縮廃液貯蔵タンク	使用済樹脂系	原子炉冷却材浄化系粉末樹脂貯蔵タンク 燃料プール冷却浄化系粉末樹脂貯蔵タンク 使用済樹脂貯蔵タンク 復水系粉末樹脂貯蔵槽	フィルタスラッジ系	フィルタスラッジ貯蔵タンク	【2号炉】			放射性廃棄物処理機能	濃縮廃液系	濃縮廃液貯蔵タンク	使用済樹脂系	原子炉冷却材浄化系粉末樹脂貯蔵槽 燃料プール冷却浄化系粉末樹脂貯蔵槽 使用済樹脂貯蔵槽 復水系粉末樹脂貯蔵槽	フィルタスラッジ系	フィルタスラッジ貯蔵槽	<p>・実用炉規則改正に伴う変更</p>
機能	性能維持施設																								
【1号炉】																									
放射性廃棄物処理機能	濃縮廃液系	濃縮廃液貯蔵タンク																							
	使用済樹脂系	原子炉冷却材浄化系粉末樹脂貯蔵タンク 燃料プール冷却浄化系粉末樹脂貯蔵タンク 使用済樹脂貯蔵タンク 復水系粉末樹脂貯蔵槽																							
	フィルタスラッジ系	フィルタスラッジ貯蔵タンク																							
【2号炉】																									
放射性廃棄物処理機能	濃縮廃液系	濃縮廃液貯蔵タンク																							
	使用済樹脂系	原子炉冷却材浄化系粉末樹脂貯蔵槽 燃料プール冷却浄化系粉末樹脂貯蔵槽 使用済樹脂貯蔵槽 復水系粉末樹脂貯蔵槽																							
	フィルタスラッジ系	フィルタスラッジ貯蔵槽																							

浜岡原子力発電所 1、2号原子炉 廃止措置計画認可申請書 変更前後比較表【添付六】

変更前	変更後	理由				
	<p>(3) 放射線管理施設</p> <p>a. 原子炉施設内外の放射線監視 管理区域内で人が常時立ち入る代表的なエリア又は放射線レベルが変動する可能性のあるエリアの放射線を監視するため、「放射線監視機能」を有する設備を維持管理する。具体的な性能維持施設は以下のとおり。 原子炉施設外の放射線監視の機能は、「b. 環境への放射性物質の放出管理」に含む。</p> <p>(原子炉施設内外の放射線監視)</p> <table border="1" data-bbox="1368 659 2392 821"> <thead> <tr> <th data-bbox="1368 659 1724 730">機能</th> <th data-bbox="1724 659 2392 730">性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1368 730 1724 821">放射線監視機能</td> <td data-bbox="1724 730 2392 821">エリア・モニタ (1号炉及び2号炉)</td> </tr> </tbody> </table> <p>「原子力発電所放射線モニタリング指針 (JEAG4606-2003)」を基に、「人の駐在」「放射線レベルの変動」「人の立ち入り」の観点から選定した放射線監視機能を維持する放射線管理施設の必要台数は、1号炉においては原子炉建家で7台、廃棄物処理建家で3台、復水ろ過脱塩装置建家で4台、2号炉においては原子炉建家で8台、廃棄物処理建家で5台となる。</p> <p>「放射線監視機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・線量当量率を測定できる状態であること。 ・警報設定値において警報が発信できる状態であること。 <p>b. 環境への放射性物質の放出管理 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の環境への放出を管理するため、「放射線監視機能」及び「放出管理機能」を有する設備を維持管理する。具体的な性能維持施設は以下のとおり。</p>	機能	性能維持施設	放射線監視機能	エリア・モニタ (1号炉及び2号炉)	<p>・実用炉規則改正に伴う変更</p>
機能	性能維持施設					
放射線監視機能	エリア・モニタ (1号炉及び2号炉)					

浜岡原子力発電所 1、2号原子炉 廃止措置計画認可申請書 変更前後比較表【添付六】

変 更 前	変 更 後	理 由								
	<p>(環境への放射性物質の放出管理)</p> <table border="1" data-bbox="1368 380 2392 783"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射線監視機能 放出管理機能</td> <td> 排気ロダストモニタ (1号炉及び2号炉) 排気サンプリング装置 (1号炉及び2号炉) 排水モニタ (1号炉及び2号炉) 排水のサンプリング装置 (1号炉及び2号炉) プロセス系液体モニタ ・原子炉機器冷却水系モニタ (1号炉及び2号炉) ・原子炉機器冷却系海水モニタ (1号炉及び2号炉) ・タービン建家海水ドレンサンプモニタ (1号炉及び2号炉) </td> </tr> </tbody> </table> <p>環境への放射性物質の放出管理に係る放射線監視機能及び放出管理機能を維持する放射線管理施設の必要台数は、排気ロダストモニタは1台、排気サンプリング装置は1式、排水モニタは1台、排水のサンプリング装置は1式となる。また、プロセス系液体モニタのうち原子炉機器冷却水系モニタ、原子炉機器冷却系海水モニタは2台、タービン建家海水ドレンサンプモニタは1台となる。</p> <p>「放射線監視機能」及び「放出管理機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射性物質の濃度を測定できる状態であること。 ・警報設定値において警報が発信できる状態であること。 ・内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の異常がない状態であること。 <p>c. 管理区域内作業に係る放射線業務従事者の被ばく管理</p> <p>放射線業務従事者の被ばく及び汚染の確認並びにエリア内の空気中の放射性物質濃度を確認するため、「放射線監視機能」を有する設備を維持管理する。具体的な性能維持施設は以下のとおり。</p> <p>(管理区域内作業に係る放射線業務従事者の被ばく管理)</p> <table border="1" data-bbox="1368 1461 2392 1623"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射線監視機能</td> <td> 試料放射能測定装置 (1号及び2号炉共用) 放射線管理室 (1号及び2号炉共用) 汚染除去室 (1号及び2号炉共用) </td> </tr> </tbody> </table> <p>「放射線監視機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射線分析ができる状態であること。 ・人の出入管理、汚染の管理ができる状態であること。 	機能	性能維持施設	放射線監視機能 放出管理機能	排気ロダストモニタ (1号炉及び2号炉) 排気サンプリング装置 (1号炉及び2号炉) 排水モニタ (1号炉及び2号炉) 排水のサンプリング装置 (1号炉及び2号炉) プロセス系液体モニタ ・原子炉機器冷却水系モニタ (1号炉及び2号炉) ・原子炉機器冷却系海水モニタ (1号炉及び2号炉) ・タービン建家海水ドレンサンプモニタ (1号炉及び2号炉)	機能	性能維持施設	放射線監視機能	試料放射能測定装置 (1号及び2号炉共用) 放射線管理室 (1号及び2号炉共用) 汚染除去室 (1号及び2号炉共用)	<p>・実用炉規則改正に伴う変更</p>
機能	性能維持施設									
放射線監視機能 放出管理機能	排気ロダストモニタ (1号炉及び2号炉) 排気サンプリング装置 (1号炉及び2号炉) 排水モニタ (1号炉及び2号炉) 排水のサンプリング装置 (1号炉及び2号炉) プロセス系液体モニタ ・原子炉機器冷却水系モニタ (1号炉及び2号炉) ・原子炉機器冷却系海水モニタ (1号炉及び2号炉) ・タービン建家海水ドレンサンプモニタ (1号炉及び2号炉)									
機能	性能維持施設									
放射線監視機能	試料放射能測定装置 (1号及び2号炉共用) 放射線管理室 (1号及び2号炉共用) 汚染除去室 (1号及び2号炉共用)									

浜岡原子力発電所 1、2号原子炉 廃止措置計画認可申請書 変更前後比較表【添付六】

変更前	変更後	理由														
	<p>(4) 解体中に必要なその他の施設</p> <p>a. 換気設備 放射性廃棄物の処理，放射性粉じんの発生の可能性がある解体作業等において，空気浄化が必要な場合があるため，「換気機能」を有する換気設備を維持管理する。具体的な性能維持施設は以下のとおり。</p> <p>(換気設備)</p> <table border="1" data-bbox="1377 619 2386 1073"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">【1号炉】</td> </tr> <tr> <td>換気機能</td> <td>原子炉建家常用換気系 タービン建家換気系 廃棄物処理建家換気系 希ガスホールドアップ装置建家換気系 復水ろ過脱塩装置建家換気系</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">【2号炉】</td> </tr> <tr> <td>換気機能</td> <td>原子炉建家常用換気系 タービン建家換気系 廃棄物処理建家換気系</td> </tr> </tbody> </table> <p>換気機能を維持する換気設備の必要台数は，給気ファン1台（2号炉タービン建家換気系給気ファンは2台），排気ファン1台，高性能粒子フィルタ1個となる。 「換気機能」を有する性能維持施設の性能は，以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。 <p>b. その他の安全確保上必要な設備</p> <p>(a) 照明設備 商用電源が喪失した際，放射線業務従事者が建屋から安全に避難するため，「照明機能」を有する設備を維持管理する。具体的な性能維持施設は以下のとおり。</p> <p>(照明設備)</p> <table border="1" data-bbox="1383 1554 2377 1675"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>照明機能</td> <td>安全確保上必要な照明設備（誘導灯）（1号炉及び2号炉）</td> </tr> </tbody> </table> <p>「照明機能」を有する性能維持施設の性能は，以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全確保上必要な照明設備（誘導灯）が点灯できる状態であること。 	機能	性能維持施設	【1号炉】		換気機能	原子炉建家常用換気系 タービン建家換気系 廃棄物処理建家換気系 希ガスホールドアップ装置建家換気系 復水ろ過脱塩装置建家換気系	【2号炉】		換気機能	原子炉建家常用換気系 タービン建家換気系 廃棄物処理建家換気系	機能	性能維持施設	照明機能	安全確保上必要な照明設備（誘導灯）（1号炉及び2号炉）	<ul style="list-style-type: none"> ・実用炉規則改正に伴う変更
機能	性能維持施設															
【1号炉】																
換気機能	原子炉建家常用換気系 タービン建家換気系 廃棄物処理建家換気系 希ガスホールドアップ装置建家換気系 復水ろ過脱塩装置建家換気系															
【2号炉】																
換気機能	原子炉建家常用換気系 タービン建家換気系 廃棄物処理建家換気系															
機能	性能維持施設															
照明機能	安全確保上必要な照明設備（誘導灯）（1号炉及び2号炉）															

浜岡原子力発電所 1、2号原子炉 廃止措置計画認可申請書 変更前後比較表【添付六】

変更前	変更後	理由								
	<p>(b) 原子炉機器冷却系 放射性液体廃棄物を希釈・放出するため、「放出経路確保機能」を有する設備を維持管理する。具体的な性能維持施設は以下のとおり。</p> <p>(原子炉機器冷却系)</p> <table border="1" data-bbox="1391 537 2368 646"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放出経路確保機能</td> <td>原子炉機器冷却海水系（1号炉及び2号炉）</td> </tr> </tbody> </table> <p>放出経路確保機能を維持する原子炉機器冷却海水系の必要台数は、原子炉機器冷却海水ポンプ2台となる。 「放出経路確保機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。 ・放射性液体廃棄物の放出に必要な希釈水を供給できる状態であること。</p> <p>(5) 検査・校正 性能維持施設については、必要な期間中、必要な機能及び性能が維持できるよう、「保安規定」に管理の方法を定めて、定期的に点検、検査及び校正を実施する。</p> <p>(6) その他の安全対策 その他の安全対策として以下の措置を講じる</p> <p>a. 管理区域は、放射線被ばく等の可能性の程度に応じてこれを適切に区分し、保安のための措置を講じるとともに、放射線業務従事者の不必要な被ばくを防止するため、これらの区域に対する立入りを制限する措置を講じる。</p> <p>b. 周辺環境へ放出される放射性物質の管理が適切に行われていることを確認するため、解体中の原子炉施設からの放出の管理に係る放射線モニタリング及び周辺環境に対する放射線モニタリングを適確に行う。</p> <p>c. 廃止措置では、火気作業や可燃物を取り扱うことから、消火を行うために必要な「消火機能」を有する消火装置を維持管理する。具体的な性能維持施設は以下のとおり。</p> <p>(消火装置)</p> <table border="1" data-bbox="1374 1524 2386 1654"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消火機能</td> <td>消火栓（1号炉及び2号炉） 移動形消火器（1号炉及び2号炉）</td> </tr> </tbody> </table>	機能	性能維持施設	放出経路確保機能	原子炉機器冷却海水系（1号炉及び2号炉）	機能	性能維持施設	消火機能	消火栓（1号炉及び2号炉） 移動形消火器（1号炉及び2号炉）	<p>・実用炉規則改正に伴う変更</p>
機能	性能維持施設									
放出経路確保機能	原子炉機器冷却海水系（1号炉及び2号炉）									
機能	性能維持施設									
消火機能	消火栓（1号炉及び2号炉） 移動形消火器（1号炉及び2号炉）									

浜岡原子力発電所 1、2号原子炉 廃止措置計画認可申請書 変更前後比較表【添付六】

変 更 前	変 更 後	理 由
	<p>「消火機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消火栓及び移動形消火器が使用できる状態であること。 <p>また、可燃性物質が保管される場所にあつては、火災が生ずることのないよう適切な防護措置を講じる。</p> <p>2 性能維持施設の維持期間 性能維持施設に係る維持期間について以下に示す。</p> <p>(1) 建屋・構築物 放射性物質が管理されない状態で外部へ漏えいすることを防止するため、希ガスホールドアップ装置建家の「放射性物質漏えい防止機能」について管理区域を解除するまで維持する。また、その他の性能維持施設は、第2段階中機能を維持する。 公衆及び放射線業務従事者の被ばくを低減するため、希ガスホールドアップ装置建家の「放射線遮へい機能」について管理区域を解除するまで維持する。また、その他の性能維持施設は、第2段階中機能を維持する。</p> <p>(2) 放射性廃棄物の廃棄施設</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 放射性気体廃棄物の廃棄設備 放射性気体廃棄物を適切に放出するため、「放出経路確保機能」について第2段階中機能を維持する。 b. 放射性液体廃棄物の廃棄設備 放射性液体廃棄物を廃液の性状に応じた設備で処理し、放射性物質の濃度を低減して放出するため、「放射性廃棄物処理機能」及び「放出経路確保機能」について第2段階中機能を維持する。 c. 放射性固体廃棄物の廃棄設備 放射性固体廃棄物を適切に処理及び貯蔵保管するため、「放射性廃棄物処理機能」について第2段階中機能を維持する。 <p>(3) 放射線管理施設</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 原子炉施設内外の放射線監視 管理区域内で人が常時立ち入る代表的なエリア又は放射線レベルが変動する可能性のあるエリアの放射線を監視するため、「放射線監視機能」について第2段階中機能を維持する。 b. 環境への放射性物質の放出管理 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の環境への放出を管理するため、「放射線監視機能」及び「放出管理機能」について第2段階中機能を維持する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実用炉規則改正に伴う変更

浜岡原子力発電所 1、2号原子炉 廃止措置計画認可申請書 変更前後比較表【添付六】

変 更 前	変 更 後	理 由
	<p>c. 管理区域内作業に係る放射線業務従事者の被ばく管理 放射線業務従事者の被ばく及び汚染の確認並びにエリア内の空気中の放射性物質濃度を 確認するため、「放射線監視機能」について第2段階中機能を維持する。</p> <p>(4) 解体中に必要なその他の施設</p> <p>a. 換気設備 放射性廃棄物の処理、放射性粉じんの発生の可能性がある解体作業等において、空気浄 化が必要な場合があるため、希ガスホールドアップ装置建家換気系の「換気機能」につい て管理区域を解除するまで維持する。また、その他の性能維持施設は、第2段階中機能を 維持する。</p> <p>b. その他の安全確保上必要な設備</p> <p>(a) 照明設備 商用電源が喪失した際、放射線業務従事者が建屋から安全に避難するため、「照明機 能」について第2段階中機能を維持する。</p> <p>(b) 原子炉機器冷却系 放射性液体廃棄物を希釈・放出するため、「放出経路確保機能」について第2段階中機 能を維持する。</p> <p>(5) その他の安全対策 消火を行うため、「消火機能」について第2段階中機能を維持する。</p>	<p>・実用炉規則改正に 伴う変更</p>

浜岡原子力発電所 1、2号原子炉 廃止措置計画認可申請書 変更前後比較表【添付六】

変 更 前	変 更 後	理 由
<p><u>1 概 要</u></p> <p><u>1号及び2号原子炉施設の廃止措置期間中に機能を維持すべき設備は、廃止措置の基本方針に基づき、周辺公衆及び放射線業務従事者の被ばくの低減を図るとともに、使用済燃料の貯蔵のための管理、汚染の除去工事、解体撤去工事及び核燃料物質によって汚染された物の廃棄作業等の各種作業の実施に対する安全の確保のために、必要な期間、所要の性能及び必要な機能を維持管理する。</u></p> <p><u>廃止措置期間中の工事の進捗状況に応じて段階的に性能を変更する必要がある場合には、要求されている機能に支障を及ぼさないこととする。</u></p> <p>廃止措置のために導入する装置は、漏えい及び拡散防止対策、被ばく低減対策、事故防止対策の安全確保のための機能が要求を満足するよう、適切な設計を行うとともに、製作・施工の適切な時期に試験又は検査を実施し、必要な機能を満足していることを確認する。</p> <p><u>これらの設備の機能は、定期的に点検等で確認することとし、また、その結果は適切な基準と照らし合わせて評価し、経年変化等による性能低下又はそのおそれのある場合には、必要に応じて所定の手続きを経て必要な機能を満足するよう補修又は取替えを行う。</u></p> <p><u>これら廃止措置期間中に機能を維持すべき設備の維持管理に関しては、「保安規定」に管理の方法を定めて、これに基づき実施する。</u></p> <p><u>5 その他</u></p> <p>廃止措置対象施設を活用し、廃止措置に必要な事項以外の調査研究等を実施する場合、事前に廃止措置対象施設の保安のために必要な維持すべき機能等に影響を与えないことを確認した上で実施する。</p>	<p>(削除)</p> <p><u>3 廃止措置のために導入する装置について</u></p> <p>廃止措置のために導入する装置は、漏えい及び拡散防止対策、被ばく低減対策、事故防止対策の安全確保のための機能が要求を満足するよう、適切な設計を行うとともに、製作・施工の適切な時期に試験又は検査を実施し、必要な機能を満足していることを確認する。</p> <p>(削除)</p> <p><u>4 その他</u></p> <p><u>(1) 廃止措置施設を活用した研究調査等</u></p> <p>廃止措置対象施設を活用し、廃止措置に必要な事項以外の調査研究等を実施する場合、事前に廃止措置対象施設の保安のために必要な維持すべき機能等に影響を与えないことを確認した上で実施する。</p>	<p>・本文六に記載したことによる</p> <p>・明確にすることによる追記</p> <p>・本文六に記載したことによる</p> <p>・明確にすることによる追記</p>

浜岡原子力発電所 1、2号原子炉 廃止措置計画認可申請書 変更前後比較表【添付六】

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>2 第1段階中の維持管理に関する内容 主な設備・機器等の維持管理の考え方は、下記のとおりである。 また、表6-1に廃止措置対象施設の第1段階中の維持管理を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射性物質を内包する系統及び機器を収納する建屋及び構築物については、これらの系統及び機器が撤去されるまでの間、放射性物質の外部への漏えいを防止するための障壁及び放射線遮へい体としての機能を維持管理する。 ・放射性物質を内包する系統及び機器については、放射性物質が飛散・拡散しないよう処置を施して解体まで保管する。 ・使用済燃料が原子炉施設から搬出されるまでの期間は、核燃料物質の取扱及び貯蔵施設については、燃料取扱機能及び未臨界維持、遮へい、冷却浄化等の燃料貯蔵機能を維持管理する。 ・新燃料が原子炉施設から搬出されるまでの期間は、核燃料物質の取扱及び貯蔵施設については、燃料取扱機能及び未臨界維持等の燃料貯蔵機能を維持管理する。 ・系統除染が完了するまでの期間は、系統除染に必要な設備、機器並びにバウンダリを構成する機器について、所要の性能及び必要な機能を維持管理する。 ・放射性廃棄物の廃棄施設については、気体廃棄物及び液体廃棄物を適切に処理・放出するため、放射性廃棄物処理機能等を維持管理する。また、固体廃棄物を適切に処理及び貯蔵保管するため、放射性廃棄物処理機能を維持管理する。 ・放射線管理施設については、原子炉施設内外の放射線監視、環境への放射性物質の放出管理及び管理区域内作業に係る放射線業務従事者の被ばく管理のために、放射線監視機能、放出管理機能を維持管理する。 ・換気設備については、使用済燃料の貯蔵管理及び放射性廃棄物の処理、放射線業務従事者の被ばく低減等を考慮して、建屋内の換気機能を維持管理する。 ・電源設備については、原子炉施設の安全確保上必要な場合、適切な容量を確保し、それぞれの設備に要求される電源供給機能を維持管理する。 ・その他の安全確保上必要な設備については、それぞれの設備に要求される機能を維持管理する。 ・タービン潤滑油等の危険物を貯蔵する施設については、早期に危険物を搬出又は処理することを原則とするが、危険物が搬出又は処理されるまでの期間、必要な設備について機能を維持管理する。 	<p>(2) <u>これまでの維持管理に関する内容</u> a. 第1段階中の維持管理に関する内容 主な設備・機器等の維持管理の考え方は、以下のとおりである。 また、表6-1に廃止措置対象施設の第1段階中の維持管理を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射性物質を内包する系統及び機器を収納する建屋及び構築物については、これらの系統及び機器が撤去されるまでの間、放射性物質の外部への漏えいを防止するための障壁及び放射線遮へい体としての機能を維持管理する。 ・放射性物質を内包する系統及び機器については、放射性物質が飛散・拡散しないよう処置を施して解体まで保管する。 ・使用済燃料が原子炉施設から搬出されるまでの期間は、核燃料物質の取扱及び貯蔵施設については、燃料取扱機能及び未臨界維持、遮へい、冷却浄化等の燃料貯蔵機能を維持管理する。 ・新燃料が原子炉施設から搬出されるまでの期間は、核燃料物質の取扱及び貯蔵施設については、燃料取扱機能及び未臨界維持等の燃料貯蔵機能を維持管理する。 ・系統除染が完了するまでの期間は、系統除染に必要な設備、機器並びにバウンダリを構成する機器について、所要の性能及び必要な機能を維持管理する。 ・放射性廃棄物の廃棄施設については、気体廃棄物及び液体廃棄物を適切に処理・放出するため、放射性廃棄物処理機能等を維持管理する。また、固体廃棄物を適切に処理及び貯蔵保管するため、放射性廃棄物処理機能を維持管理する。 ・放射線管理施設については、原子炉施設内外の放射線監視、環境への放射性物質の放出管理及び管理区域内作業に係る放射線業務従事者の被ばく管理のために、放射線監視機能、放出管理機能を維持管理する。 ・換気設備については、使用済燃料の貯蔵管理及び放射性廃棄物の処理、放射線業務従事者の被ばく低減等を考慮して、建屋内の換気機能を維持管理する。 ・電源設備については、原子炉施設の安全確保上必要な場合、適切な容量を確保し、それぞれの設備に要求される電源供給機能を維持管理する。 ・その他の安全確保上必要な設備については、それぞれの設備に要求される機能を維持管理する。 ・タービン潤滑油等の危険物を貯蔵する施設については、早期に危険物を搬出又は処理することを原則とするが、危険物が搬出又は処理されるまでの期間、必要な設備について機能を維持管理する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・明確にすることによる追記

浜岡原子力発電所 1、2号原子炉 廃止措置計画認可申請書 変更前後比較表【添付六】

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>廃止措置対象施設内で3号, 4号, 5号炉又は廃止措置対象外の共用設備に係る工事を実施する場合には, 事前に上記維持管理の考え方に示す廃止措置対象施設の保安のために必要な維持すべき機能等に影響を与えないことを確認した上で, 運転中の設備に係る工事として実施する。例えば, 5号炉低圧タービンロータの除却作業を, 2号炉タービン建家において実施する場合, 上記維持管理の考え方に示す事項に影響を与えないことを確認した上で工事を実施する。</p> <p><u>3</u> 第2段階中の維持管理に関する内容 主な設備の維持管理の考え方は, 下記のとおりである。 表6-2に第2段階中における維持管理の内容を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射線物質を内包する系統及び機器を収納する建屋及び構築物は, これらの系統及び機器が撤去されるまでの間, 放射線物質の外部への漏えいを防止するための障壁及び放射線遮へい体としての機能を維持管理する。 供用を終了した放射線物質を内包する系統及び機器は, 放射線物質が飛散・拡散しないよう処置を施して解体まで保管する。 放射線廃棄物の廃棄施設は, 気体廃棄物及び液体廃棄物を適切に処理・放出するため, 放射線廃棄物処理機能等を維持管理する。また, 固体廃棄物を適切に処理及び貯蔵保管するため, 放射線廃棄物処理機能を維持管理する。 放射線管理施設は, 原子炉施設内外の放射線監視, 環境への放射線物質の放出管理及び管理区域内作業に係る放射線業務従事者の被ばく管理のために, 放射線監視機能, 放出管理機能を維持管理する。 換気設備は, 放射線廃棄物の処理及び放射線業務従事者の被ばく低減等を考慮して, 建屋内の換気機能を維持管理する。 電源設備は, 原子炉施設の安全確保上必要な場合, 適切な容量を確保し, それぞれの設備に要求される電源供給機能を維持管理する。 その他の安全確保上必要な設備は, それぞれの設備に要求される機能を維持管理する。 タービン潤滑油等の危険物を貯蔵する施設は, 早期に危険物を搬出又は処理することを原則とするが, 危険物が搬出又は処理されるまでの期間, 必要な設備の機能を維持管理する。 	<p>廃止措置対象施設内で3号, 4号, 5号炉又は廃止措置対象外の共用設備に係る工事を実施する場合には, 事前に上記維持管理の考え方に示す廃止措置対象施設の保安のために必要な維持すべき機能等に影響を与えないことを確認した上で, 運転中の設備に係る工事として実施する。例えば, 5号炉低圧タービンロータの除却作業を, 2号炉タービン建家において実施する場合, 上記維持管理の考え方に示す事項に影響を与えないことを確認した上で工事を実施する。</p> <p><u>b.</u> 第2段階(原規規発第1901287号廃止措置計画変更認可(平成31年1月28日認可)適用中)の維持管理に関する内容 主な設備の維持管理の考え方は, 下記のとおりである。 表6-2に第2段階中における維持管理の内容を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射線物質を内包する系統及び機器を収納する建屋及び構築物は, これらの系統及び機器が撤去されるまでの間, 放射線物質の外部への漏えいを防止するための障壁及び放射線遮へい体としての機能を維持管理する。 供用を終了した放射線物質を内包する系統及び機器は, 放射線物質が飛散・拡散しないよう処置を施して解体まで保管する。 放射線廃棄物の廃棄施設は, 気体廃棄物及び液体廃棄物を適切に処理・放出するため, 放射線廃棄物処理機能等を維持管理する。また, 固体廃棄物を適切に処理及び貯蔵保管するため, 放射線廃棄物処理機能を維持管理する。 放射線管理施設は, 原子炉施設内外の放射線監視, 環境への放射線物質の放出管理及び管理区域内作業に係る放射線業務従事者の被ばく管理のために, 放射線監視機能, 放出管理機能を維持管理する。 換気設備は, 放射線廃棄物の処理及び放射線業務従事者の被ばく低減等を考慮して, 建屋内の換気機能を維持管理する。 電源設備は, 原子炉施設の安全確保上必要な場合, 適切な容量を確保し, それぞれの設備に要求される電源供給機能を維持管理する。 その他の安全確保上必要な設備は, それぞれの設備に要求される機能を維持管理する。 タービン潤滑油等の危険物を貯蔵する施設は, 早期に危険物を搬出又は処理することを原則とするが, 危険物が搬出又は処理されるまでの期間, 必要な設備の機能を維持管理する。 	<p>・明確にすることによる追記</p>

浜岡原子力発電所 1、2号原子炉 廃止措置計画認可申請書 変更前後比較表【添付六】

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>廃止措置対象施設内で3号、4号、5号炉又は廃止措置対象外の共用設備に係る工事を実施する場合は、事前に上記維持管理の考え方に示す廃止措置対象施設の保安のために必要な維持すべき機能等に影響を与えないことを確認した上で、運転中の設備に係る工事として実施する。例えば、5号炉低圧タービンロータの除却作業を、2号炉タービン建家において実施する場合、上記維持管理の考え方に示す事項に影響を与えないことを確認した上で工事を実施する。</p> <p>4 <u>第3段階以降の維持管理に関する内容</u> <u>第3段階以降は、解体撤去の工法及び手順に係る検討を進め、機能を維持すべき原子炉施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間等を解体撤去工事の着手前までに定め、廃止措置計画に反映し変更認可を受ける。</u></p>	<p>廃止措置対象施設内で3号、4号、5号炉又は廃止措置対象外の共用設備に係る工事を実施する場合は、事前に上記維持管理の考え方に示す廃止措置対象施設の保安のために必要な維持すべき機能等に影響を与えないことを確認した上で、運転中の設備に係る工事として実施する。例えば、5号炉低圧タービンロータの除却作業を、2号炉タービン建家において実施する場合、上記維持管理の考え方に示す事項に影響を与えないことを確認した上で工事を実施する。</p> <p>(削除)</p>	<p>・本文六に記載したことによる</p>

添付書類九 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書の記述を、浜岡原子力発電所1、2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する。

浜岡原子力発電所 1、2号原子炉 廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表【添付九】

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>添付書類九 <u>品質保証計画に関する説明書</u></p> <p><u>廃止措置期間中における原子炉施設の品質保証計画については、「原子炉等規制法（昭和 32 年 6 月 10 日法律第 166 号。ただし、平成 24 年 6 月 27 日法律第 47 号改正前のもの。）」第 35 条第 1 項、「実用炉規則（昭和 53 年 12 月 28 日通商産業省令第 77 号。ただし、平成 25 年 6 月 28 日原子力規制委員会規則第 4 号改正前のもの。）」第 7 条の 3、第 7 条の 3 の 2、第 7 条の 3 の 3 及び第 16 条第 3 項に基づき、「保安規定」において、社長をトップマネジメントとする品質保証計画を定め、「保安規定」及び原子力品質保証規程並びにそれらに基づく下部規程類により廃止措置に関する保安活動の計画、実施、評価及び改善の一連のプロセスを明確にし、これらを効果的に運用するとともに継続的に改善をすることにより、原子力安全の達成・維持・向上を図ることとする。具体的には次のとおり。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> ① <u>適切な品質保証活動を実施するため、品質保証計画書を策定する。</u> ② <u>責任と権限の範囲又は業務分担を明確にした組織を確立し、品質保証活動を恒常的に実施する。</u> ③ <u>適切かつ正しい文書を品質保証活動に使用するため、品質保証活動に関する重要な文書の作成、審査及び承認、発行及び配布並びに変更についての管理を行う。</u> ④ <u>設計にあたっては、適用される法令、規格、基準、基本的設計条件等の要求事項を満足するため、適切な設計管理を行う。</u> ⑤ <u>廃止措置に係る工事实施者並びにこれらと契約関係にある外注者が分担する品質保証活動が、正しく遂行されることを確認するため、体制、要領、能力等を事前に確認するとともに、実施状況についても必要に応じて立会いにより確認する。また、品質保証活動の調査を行い、品質保証活動の徹底及び改善を図る。なお、外注者については、当社の承認の下に決定する。</u> ⑥ <u>廃止措置において、適正な材料、部品及び機器を使用するため、識別、取扱い等の管理に努める。</u> ⑦ <u>廃止措置にあたっては、法令、規格、基準、設計文書等の要求事項に適合していることを検査及び試験により確認する。</u> ⑧ <u>廃止措置において立会検査及び承認を必要とする項目については、事前に協議決定し、これらが確実に実施されるよう、管理を行う。</u> ⑨ <u>保守にあたっては、構築物、系統及び機器の品質を維持するため、巡視及び点検を実施するとともに、保守管理の計画を確立して適切に実施する。</u> ⑩ <u>不適合な製品又は役務が発生した場合は、これらの不注意な使用又は受入を防止するため、適</u> 	<p>添付書類九 <u>廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書</u></p> <p>1. 概要</p> <p><u>廃止措置期間中における浜岡原子力発電所の安全を達成・維持・向上させるため、原子炉設置許可申請書本文第十一号の「発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」に基づく品質マネジメントシステムを確立し、「保安規定」に品質マネジメントシステム計画を定める。</u></p> <p><u>品質マネジメントシステム計画では、社長をトップマネジメントとする品質マネジメントシステムを定め、廃止措置に関する保安活動の計画、実施、評価及び改善の一連のプロセスを明確にし、効果的に運用することにより、原子力安全の達成・維持・向上を図る。</u></p> <p><u>また、性能維持施設等の維持管理を含む廃止措置に係る業務は、品質マネジメントシステムのもとで実施する。</u></p> <p>2. 品質マネジメントシステム</p> <p>(1) <u>保安に関する組織（以下「組織」という。）は、品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。</u></p> <p>(2) <u>組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> a) <u>プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確に定める。</u> b) <u>プロセスの順序及び相互関係を明確にする。</u> c) <u>プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な組織の保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確にする。</u> <u>この保安活動指標には、原子力規制検査等に関する規則第 5 条に規定する安全実績指標（特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。）を含む。</u> d) <u>プロセスの運用並びに監視及び測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保する（責任及び権限の明確化を含む。）。</u> e) <u>プロセスの運用状況を監視測定し、分析する。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。</u> f) <u>プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置（プロセスの変更を含む。）を講ずる。</u> g) <u>プロセス及び組織を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。</u> h) <u>原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする。これには、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。</u> 	<p>・実用炉規則改正に伴う変更（以下同様）</p>

浜岡原子力発電所 1、2号原子炉 廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表【添付九】

変 更 前	変 更 後	理 由
<p><u>切に管理を行うとともに、不適合の原因を明確にし、再発防止を図る。</u></p> <p>⑪ <u>ヒューマンエラーの防止についても、発生事例の要因分析を行い、再発防止を図る。</u></p> <p>⑫ <u>品質保証活動が適切に実施されたことを示すため、品質記録を作成し、確実に管理を行う。</u></p> <p>⑬ <u>原子力部門とは独立した組織により、品質保証活動に関する監査を実施し、品質保証活動の徹底及び改善を図る。</u></p> <p>また、<u>廃止措置期間中における品質保証活動は、廃止措置の各段階における原子力安全に対する重要性に応じた管理を実施する。添付書類六の廃止措置期間中に機能を維持すべき施設(核燃料物質の取扱及び貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設等)は、保守管理を実施する。これら原子炉施設の廃止措置に係る業務は、この品質保証計画のもとで実施する。</u></p>	<p><u>(3) 組織は、健全な安全文化を育成し、及び維持する。これには、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を目指していることをいう。</u></p> <p>a) <u>原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。</u></p> <p>b) <u>風通しの良い組織文化が形成されている。</u></p> <p>c) <u>要員が、自らが行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。</u></p> <p>d) <u>全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。</u></p> <p>e) <u>要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。</u></p> <p>f) <u>原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。</u></p> <p>g) <u>安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。</u></p> <p>h) <u>原子力の安全にはセキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。</u></p> <p><u>(4) 組織は、機器等又は個別業務に係る要求事項(関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。)への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。</u></p> <p><u>(5) 組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。</u></p> <p><u>3. 経営責任者等の責任</u></p> <p><u>社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことによって実証する。</u></p> <p>a) <u>品質方針を定める。</u></p> <p>b) <u>品質目標が定められているようにする。</u></p> <p>c) <u>要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにする。</u></p> <p>d) <u>マネジメントレビューを実施する。</u></p> <p>e) <u>資源が利用できる体制を確保する。</u></p> <p>f) <u>関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知する。</u></p> <p>g) <u>保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させる。</u></p> <p>h) <u>全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにする。</u></p> <p><u>4. 個別業務に関する計画、実施、評価及び改善</u></p>	<p>・実用炉規則改正に伴う変更(以下同様)</p>

浜岡原子力発電所1、2号原子炉 廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表【添付九】

変 更 前	変 更 後	理 由
	<p><u>4.1 個別業務に必要なプロセスの計画</u></p> <p><u>(1) 組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立する。</u></p> <p><u>(2) 組織は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性（業務計画を変更する場合の整合性を含む。）を確保する。</u></p> <p><u>(3) 組織は、個別業務に関する計画（以下「個別業務計画」という。）の策定又は変更（プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む。）を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。</u></p> <p><u>a) 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果</u></p> <p><u>b) 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項</u></p> <p><u>c) 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源</u></p> <p><u>d) 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準</u></p> <p><u>e) 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録</u></p> <p><u>(4) 組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとする。</u></p> <p><u>4.2 個別業務の実施</u></p> <p><u>組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項（当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。）に適合するように実施する。</u></p> <p><u>(1) 原子炉施設の保安のために必要な次の事項を含む情報が利用できる体制にある。</u></p> <p><u>a) 保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性</u></p> <p><u>b) 当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果</u></p> <p><u>(2) 手順書等が必要な時に利用できる体制にある。</u></p> <p><u>(3) 当該個別業務に見合う設備を使用している。</u></p> <p><u>(4) 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ当該設備を使用している。</u></p> <p><u>(5) 監視測定を実施している。</u></p> <p><u>(6) 品質マネジメントシステム計画に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っている。</u></p> <p><u>4.3 評価及び改善</u></p> <p><u>4.3.1 監視測定、分析、評価及び改善</u></p> <p><u>組織は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセス（取り組むべき改善に係る部門の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。）を計画し、実施する。</u></p> <p><u>4.3.2 不適合の管理</u></p>	<p>・実用炉規則改正に伴う変更（以下同様）</p>

浜岡原子力発電所 1、2号原子炉 廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表【添付九】

変 更 前	変 更 後	理 由
	<p><u>(1) 組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。</u></p> <p><u>(2) 組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。</u></p> <p>a) <u>発見された不適合を除去するための措置を講ずる。</u></p> <p>b) <u>不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行う。</u></p> <p>c) <u>機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずる。</u></p> <p>d) <u>機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずる。</u></p> <p><u>(3) 組織は、(2)a)の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</u></p> <p><u>4.3.3 改善</u></p> <p><u>組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。</u></p> <p><u>5. 廃止措置に係る業務</u></p> <p><u>廃止措置期間中における品質保証活動は、廃止措置の保安活動の重要度に応じた管理を実施する。性能維持施設等の維持管理を含む廃止措置に係る業務は、品質マネジメントシステム計画のもとで実施する。</u></p>	<p>・実用炉規則改正に伴う変更（以下同様）</p>